

水道料金改定並びに  
給水管工事費及び配水管工事負担金の本市負担廃止  
について

令和5(2023)年9月13日  
産業建設常任委員協議会資料  
柏崎市上下水道局

# 第1 水道料金の改定について

## 1 水道料金改定の必要性

現行の水道料金は、平成16(2004)年5月以降、旧2町との料金統一や消費税率変更に伴う改定を除き、20年近く料金改定は行っていない。この間、平成17(2005)年の市町合併に伴う西山給水拡張事業、平成19(2007)年の中越沖地震及び平成24(2012)年の刈羽村水道事業の移管に係る維持管理費用の増加など事業費の増大にも関わらず、他の財源(電源立地地域対策交付金、災害復旧債、刈羽村給水負担金等)の活用や機構改革等の人員削減による費用の抑制等により、低廉な価格で安全安心なサービスを提供するよう努めてきた。

一方で経営環境は、人口減少に伴う水道需要の漸減が収益の悪化に直結し、管路更新や施設耐震化にも相当の費用を見込む必要がある。そのため、本市では第五次総合計画の基本理念に沿った『中期経営計画2017【改定版】(以下、「中期計画」という。)]を令和3(2021)年12月に策定し、安全でおいしい水道を安定的に供給することを経営方針に謳ったものである。これに基づく令和4(2022)年度決算は、辛うじて赤字は回避できたものの、財源の一つである刈羽村給水負担金(1億円/年度)が今年度で終了することから、令和6(2024)年度以降、現状の収益体系では損失の発生が見込まれている。【別表1】このため、令和6(2024)年度以降、計画的な料金値上げを行わなければ水道事業の持続性に支障をきたす状況にある。

なお、中期計画策定時には令和6(2024)年度に約17.8%の料金値上げを想定していたが、昨今の電力料、燃料費及び光熱費の急激な上昇や物価高騰などの経済状況並びに有収水量の実情を勘案し、改めて水道料金改定を提示するものである。

## 2 中期計画で採用した改定率を変更する理由

### (1) 有収水量の乖離

年度/計画・決算	中期計画値 <sup>m<sup>3</sup></sup> ①	決算値 <sup>m<sup>3</sup></sup> ②	②/①
R3有収水量 <sup>m<sup>3</sup></sup> ④	11,102,506	10,876,716	97.97%
R4有収水量 <sup>m<sup>3</sup></sup> ⑤	10,996,633	10,609,177	96.47%
⑤/④	99.05%	97.54%	

中期計画値では、年度間有収水量の減少率を0.95%としていたが、決算値では2.46%と減少率が2.5倍になっている。(⑤/④)

また、各年度による有収水量の決算値は、中期計画値と比較し令和3(2021)年度が2.03%、令和4(2022)年度が3.53%と減少幅が拡大している。(②/①)

(2) 予算対決算（税込）

年度/計画・決算	予算額 千円 ①	決算額 千円 ②	②/①
R3営業収益 千円④	2,173,925	2,156,167	99.18%
R4営業収益 千円⑤	2,198,008	2,102,917	95.67%
⑤/④	101.11%	97.53%	

中期計画に基づき、また、新型コロナウイルス感染症の影響が改善すると見込んだ令和4（2022）年度の営業収益予算額に対し、その決算額は約9,500万円マイナスの95.67%となっている。

また、令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の決算額を比較すると、約5,325万円営業収益が減少している。

(3) 内外の諸情勢による不確定要素

中期計画時には想定していなかった内外の諸情勢による物価高騰が顕著になり、実態社会においては、いわゆる節約志向が続いているものと思われ、節水への消費行動が有収水量減少の一因と思われる。

また、急激な原材料費の高騰によるさらなる費用負担が想定される。

【参考：国内企業物価指数の推移】

	H16(2004)年 前回料金改定時	R3(2021)年 中期計画策定時	R5(2023)年4月 直近値
国内企業物価指数 R2(2020)年=100% とした平均換算	92.8% ①	104.6% ② 対① +11.8%	120.1% 対① +27.3% 対② +15.5%

※上記の経営実績等から中期計画時に見込んだ料金改定率17.8%以上の実績が散見されており、より実態に沿った改定率を精査する必要性が生じている。そのため、以後に示す各項目に従い、料金改定率を算出する。

### 3 水量料金改定の方針

- (1) 原価計算期間は、令和6（2024）年4月から令和11（2029）年3月までの5か年とし、料金原価総額（総括原価）約115億5千万円とする。【別表2】この期間中の経費を料金対象経費とし、この経費を回収するための料金を設定する。
- (2) 現行の口径別基本料金と逦増式従量料金を引き続き採用する。
- (3) 一般会計からの基準外繰入れの解消を見込む。
- (4) 精査した平均料金改定率を27.47%とする。
- (5) 料金改定は、冬期検針終了後の令和6（2024）年7月1日から実施する。

## 4 料金対象経費の算定

### (1) 料金対象経費の算出根拠

#### ア 有収水量

令和4(2022)年度決算値を基に、水道最適化計画(令和5(2023)年2月中間提示)に示された人口推計と「柏崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「刈羽村人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口推計とを勘案し算出した。

#### イ 労務費

収益的支出職員を現状の体制のままと想定し、人事院勧告に基づく増額分は見込まず算出した。

#### ウ 電力料

過去の実績及び中期計画を基に算出した。

#### エ 修繕費

過去の実績及び中期計画を基に算出した。

#### オ 薬品費

過去の実績及び中期計画を基に算出した。

#### カ 委託料

過去の実績及び中期計画を基に算出した。

#### キ 減価償却費

現有施設と各年度の建設改良費から算出した。

#### ク 支払利息

現在の支払利息の他、今後の借入れに係る利息は令和4(2022)年度借入時の財政融資貸付利率から算出した。

#### ケ その他費用

過去の実績及び中期経営計画により算出した。このうち、固定資産除却費については、建設改良により更新する施設が償却済みと仮定し、建設改良費の5%で算出した。

#### コ 資産維持費

原価計算期間の資産維持費は償却資産額の0.2%として算出した。

### (2) 使用料対象経費から控除するもの(控除項目)

#### ア 基準内繰入金

総務省の繰出通達に基づき算出した。

#### イ 受取利息

過去の実績により算出した。

#### ウ 原子力立地給付金

過去の実績により算出した。

## エ 長期前受金戻入

過去の実績及び今後の計画により算出した。

## 5 料金対象経費の配賦【別表3】

### (1) 経費別の配賦基準

#### ア 固定的経費

需要家費と固定費を合わせたものをいい、基本使用料の算定根拠となるもの。

##### (ア) 需要家費

需要家費とは、水道使用量の多寡に係わりなく主として使用者数に対応して増減する経費であり、料金徴収関係経費等がこれに当たり、本市では、料金業務包括委託に係る委託料と量水器関係経費がこれに当たる。

##### (イ) 固定費

固定費とは、水道使用量及び使用者数の多寡に係わりなく水道施設の規模に応じて固定的に必要とされる経費であり、資本費（減価償却費、支払利息）、電力料の基本料金部分、人件費がこれに当たる。ただし、このまま算入すると基本料金が著しく高額になるため、従量料金とのバランスを考慮し、一部を変動的経費に算入した。

#### イ 変動的経費（変動費）

変動的経費とは、主として水道使用量の多寡に応じて変動する経費であり、電力料の大部分、薬品費等がこれに当たり、従量料金の算定根拠となるもの。

### (2) 料金対象経費の配賦

前号による試算の結果、料金原価総額（総括原価）は次のように配賦される。

※ 基本料金	27億4,841万1千円
従量料金	88億 12万1千円

## 6 需要想定

### (1) 有収水量【別表4-1】

3(1)アから算出した原価計算期間の有収水量は単年度当たり前年度比1.36%減少することが見込まれる。5か年の総有収水量は5,022万7,944m<sup>3</sup>となり、令和元（2019）年から令和5（2023）年の5か年の総有収水量5,423万2,694m<sup>3</sup>と比較し、約400万m<sup>3</sup>、率にして7.38%減少する。

### (2) 調定件数【別表4-2】

原価計算期間の調定件数は、令和4（2023）年度までの過去の実績から、総調定件数は256万2,495件と算出され、令和元（2019）年から令和5（2023）年の5か年の総調定件数257万7,581件と比較し、0.59%と微減する。

### (3) 傾向

前各号より、調定件数が大きく変わらないにもかかわらず、有収水量が大幅に減少することが想定されている。これは、世帯数が大幅に変わらないにも関わらず、人口減少が顕著な本市の人口動態を裏付けるものであり、大きな特徴でもある。また、節水意識の向上や節水機器の導入による有収水量の減少の見込まれる。

## 7 料金表の設定【別表5】

### (1) 基本料金の設定

基本料金は、使用量の多寡に関わらず均等に負担していただくものである。

ア 別表2で算出した料金原価総額(総括原価)のうち、検針・集金関係費457,951千円を、【別表4-2】で算出した原価計算期間の調定件数256万2,495件で除した値178.71円…①

イ 量水器関係費230,225千円を各口径別の調定件数で除することで算出される配賦額…②

ウ 基本料金に配賦された固定費2,060,305千円を各口径別の理論流量比と地域補正係数で案分した各口径の負担額を各口径の調定件数で除することで算出される配賦額…③

エ ∴①、②及び③を合算し基本料金を設定した。

### (2) 従量料金の設定【別表6】

従量料金は使用量に応じて負担していただくものである。使用量の増加に伴い料率も増加する逡増型で設定し、累進度として使用量区分ごとに0.2ずつ加えた結果、基準単価を201円と設定し、基本料金とともに料金表へ展開した。

## 8 現行料金との比較【別表7】

使用量区分ごとに改定率を算出した結果、平均改定率は27.47%となる。

これにより、最も需要家が多い家庭用の平均使用量、口径13mm、月14m<sup>3</sup>使用した場合の料金は546円値上げの2,589円(税込)となる。

なお、現行料金表と改定後の料金表は【別表8】の通りである。

## 9 改定による当年度純利益の推移【別表9】

改定後は当年度純利益が増加し、令和6(2024)年度からの損失が解消される。供給単価が180円台から約230円に上昇する。

料金回収率の平均が100を超え、料金で回収すべき経費を賄うことができる。

## 10 改定後の県内他市との比較【別表10】

本市の平均値、口径13mm、月14m<sup>3</sup>使用の場合で県内20市の料金と比較する

と、改定前は料金が低い方から中位の10番目だったものが、14番目に遷移する。

## 1.1 総括

- (1) 家庭用の平均的な使用量では、1か月あたり546円の値上げとなる。  
(全体の平均改定率は、27.47%)。
- (2) 改定日は、冬季検針終了後の令和6（2024）年7月1日とする。
- (3) 当年度純利益が増加し、令和6（2024）年度からの損失が解消される。
- (4) 一般会計からの基準外繰入れを解消する。
- (5) 平均的な水道料金（口径13mm、使用料14m<sup>3</sup>）で県内20市中低い方から14番目となる。

## 1.2 その他

今後の手続については、令和5（2023）年12月定例会において、柏崎市上水道事業給水条例改正案を上程し、市議会に諮るものとする。

## 第2 給水管工事費及び配水管工事負担金の本市負担廃止について

### 1 経緯

現在、新しく配水管や給水管を布設し給水する際には、柏崎市上水道事業給水条例（以下、「給水条例という。」）第13条の規定に基づき、道路内給水管工事費を本市が負担している。さらに、同給水条例32条の3の規定に基づき、新たに配水管を布設し給水する際には、前記の道路内給水管工事費を本市が負担するほかに、水道メーターの口径に応じた「配水管工事負担金」を本市が負担している。これは、元々ガス事業の拡販を目的とした制度に水道事業もなったものである。

ところで、令和3（2021）年度に実施した給水人口3万人以上の県内14市へのアンケートでは、道路内給水管工事費及び配水管工事負担金の水道事業者負担は本市のみであり、このため令和6（2024）年度予定の水道料金改定と合わせ、これを工事申込者（需要家）負担に改正したい。

### 2 改正する理由

- (1) 道路内給水管は、既設又は新設の配水管から宅内給水管に直結する給水装置であり、その工事は宅内給水管と同時に施工であり、その受益者は専ら工事申込者（需要家）であることから受益者負担の原則に合致すること。
- (2) 給水人口3万人以上の県内他市において、道路内給水管工事費及び配水管工事負担金の水道事業者負担は本市のみであること。（再掲）

【参考】道路内給水管の例(図1における緑のライン)

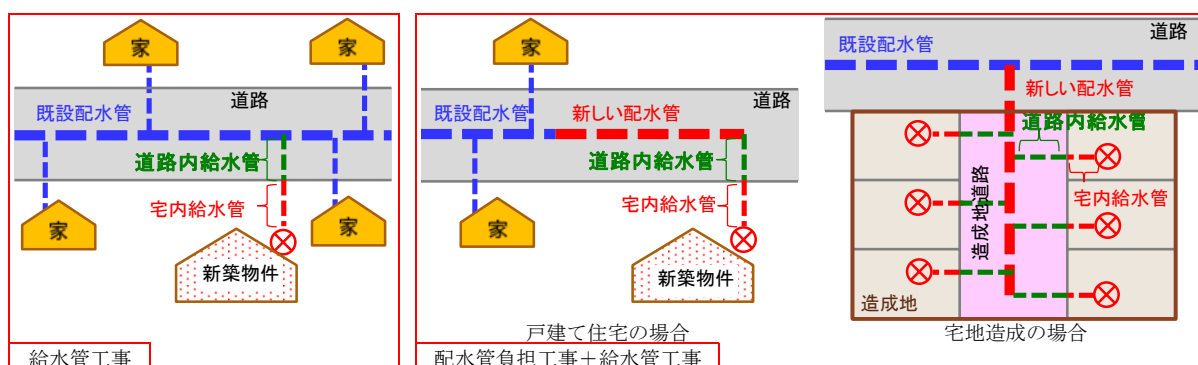


図1 水道管（配水管・給水管）新設の模式図

### 3 改正の概要

- (1) 道路内給水管工事費について、本市負担分を廃し工事申込者（需要家）負担とする。
- (2) 道路内に新たに配水管を布設し、その配水管から給水管を布設する際に発生



する工事費のうち、水道メーターの口径に応じて発生し本市が負担する「配水管工事負担金」を廃止する。

(3) 前各号により、道路内給水管及び宅内給水管、すなわち給水管布設に係る工事費負担を工事申込者（需要家）とすることで、次の工事分担金徴収条例を廃止する。

ア 長鳥地区上水道新設工事分担金徴収条例

イ 野田地区上水道新設工事分担金徴収条例

(4) 給水管工事費及び配水管工事負担金の本市負担廃止については、水道料金の改定と合わせ、令和6（2024）年7月1日からとする。

#### 4 その他

今後の手続については、令和5（2023）年12月定例会において、柏崎市上水道事業給水条例改正案を上程し、市議会に諮るものとする。